

会 議 記 録

会議名称		第 4 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会
日 時		平成17年1月27日(木) 午後1時30分～午後3時45分
場 所		杉並区役所中棟5階 第3、4委員会室
出席者	委 員	丸田会長、安田副会長、栗山委員、小川委員、はなし委員、松原委員、山名委員、秋田委員、井上委員、田澤委員、境原委員、尾崎委員、奥委員、花形委員、小池委員、芳村委員、山室委員、岩島委員、岸委員(19名)
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境調査担当係長、環境清掃部副参事、清掃管理課長、管理係長、ごみ減量担当課長、リサイクル推進係長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、建築課長、緑化担当課長
傍聴者数		0 名
配布資料	事 前	第3回会議記録 (案) 平成16年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について 杉並区環境マネジメントシステム(ISO14001)実施状況報告書 平成16年度杉並中継所に関するモニタリング調査結果(8月分) 杉並ごみ半減プラン 「みどりの基本計画改定素案」について 敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画 その他情報チラシ 2件
	当 日	杉並区みどりの基本計画 杉並区の清掃業
会議次第		1 第4回環境清掃審議会 (1) 第3回会議録の確認 2 議 事 (1) 平成16年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について (2) 杉並区環境マネジメントシステム(ISO14001)実施状況について (3) 平成16年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果(8月分) (4) 杉並ごみ半減プラン等の経過について (5) 「みどりの基本計画改定素案」について (6) 一定規模以上の開発等に関する報告について ○敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画(1件)

<p>主要な発言 および 会議の内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3回審議会会議録の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・確認 2 平成16年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について <ul style="list-style-type: none"> ・クリーン大作戦のときだけが作戦ではない。毎日が作戦なのです。 ・クリーン大作戦以外で活動している団体は何団体あるのか把握しているのか。 3 杉並区環境マネジメントシステム（ISO14001）実施状況について <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に区としてISOの取得をどのように推奨していくのか。 ・効果のほうだけを集計しているが、費用対効果についても集計すべきでは。 4 平成16年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について <ul style="list-style-type: none"> ・報告をうけた 5 杉並ごみ半減プラン等の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日から廃プラの分別収集を行うようだが、地域住民への説明はキメ細かく行っているのか。 ・半減プランの「適正処理困難物」について、区としての施策をもう少し区民に訴えていく必要があるのではないか。 ・生ごみの資源化についてどのように考えているのか。 ・ごみ半減プランは平成24年までということだがどのぐらいで見直しをしていくのか、どのような施策を盛り込んでいくのか。 6 「みどりの基本計画改定素案」について <ul style="list-style-type: none"> ・改定後の名称が緑化重点地区となるが、区内全域が重点地区になるというのは名称としては不思議な感じがする。 ・改正素案があるのなら今回提示し委員の意見を聞くべきでは。 ・審議会での諮問と報告は違うので、事務局として出し方を工夫したらよいのではないのか。 7 一定規模以上の開発等に関する報告について <ul style="list-style-type: none"> ・報告をうけた。 8 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・次回の日程は17年3月22日（火）午後2時から
--------------------------------	---

第4回環境清掃審議会発言要旨 平成17年1月27日(木)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>時間になりましたので、委員の出欠状況についてお知らせさせていただきます。萩原委員、柳澤委員からは欠席の旨の連絡がきております。井上委員については10分ほど遅れるとの連絡、井口委員についてはまだ連絡がないのでお見えになるのではないかと思います。では、開会の前に資料の確認をさせていただきます。事前に委員の皆様にお送りしたものは、第3回会議録案、平成16年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について、杉並区環境マネジメントシステム（ISO14001）実施状況報告書、平成16年度杉並区中継所に関するモニタリング調査結果について（8月分）、杉並ゴミ半減プラン等の経過について、「みどりの計画改定素案」について、一定規模以上の開発に関する報告については、敷地面積3,000㎡以上の建築物の建設に関する緑化計画1件です。</p> <p>席上に「杉並区みどりの基本計画（11年5月）」、「平成16年度杉並区の清掃事業」という冊子を置かせていただきました。後ほどお話させていただきます。以上が配付資料です。</p>
会 長	<p>皆様こんにちは。お忙しいところを第4回の杉並区環境清掃審議会にご出席ありがとうございます。まず、第3回の会議録の確認をさせていただきたいと思います。事前にお手元にご送付されていたと思いますがいかがですか。よろしゅうございますか。</p>
	(異議なし)
会 長	<p>異議がございませんようですので、案を取らせていただきます。では、引き続き議事に入ります。環境課長関係が3件続いていますので、続けて説明していただき、後にそれぞれについてご質問、ご意見をいただきたいと思います。1つ目が、「平成16年度『杉並・わがまちクリーン大作戦』の実施結果」について、2点目が「杉並区環境マネジメントシステム（ISO14001）実施状況について」、3点目が「平成16年度杉並中継所に関するモニタリング調査結果（8月分）」です。よろしくお願ひします。</p>
環境課長	<p>3件報告させていただきます。まず、平成16年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果についてご報告申し上げます。ご案内のとおり、平成12年度から始まった「杉並・わがまちクリーン大作戦」は5回目になっています。「区民一人ひとりが実行委員」を合言葉に事業者・行政・区民が一体となって実施しました。今年度は9月27日から10月3日までの1週間を中心とし、9月から11月までの3カ月間実施しています。環境先進都市杉並を目指す「環境博覧会すぎなみ2004」の一環として実施したものです。今年度は15年度を上回る申込みがありましたが、残念ながら台風や連日の雨が非常に多く、実施された団体は昨年より実績が少なくなっています。その中でも今年は保育園児や「いきいきクラブ」の高齢者まで、幅広い年齢層の方に積極的にクリーン作戦に参加していただきました。</p> <p>内容について概略を報告しますと、16年度実績報告の集計では、収集に使用したゴミ袋の数について2,145袋ありました。ちなみに昨年度は2,756袋ですが、昨年と</p>

比較すると 611 袋少なくなっています。450袋の換算ですが、クリーン作戦の取組みによって「年々ごみが少なくなってきた」との感想が多く寄せられています。16 年度については団体が少し減っていることもありますが、12 年度からの収集結果を見ても、だんだん少なくなってきました。まち全体がきれいになった、環境配慮行動への取組みが確実に広がっているように感じます。

実績については下の表に出ています。16 年度については団体数で 4 団体減り、延べ人数で 897 人減っています。参加団体の内訳としては町会、自治会等記載のとおりですが、区役所についても 1 という形で計算して 179 ですが、児童館・保育園等を合わせると 51 施設が参加しており、合わせて 229 団体という実質的な数になります。その実績についてはパネル写真等で報告し、10 月 10、11 日の環境博覧会でも既に皆さんにお知らせしました。

さらに 2 月 6 日にポスト環境博覧会を産業商工会館で実施しますが、ここでもパネル等で皆さんにお知らせしたいと考えています。そのほか 2 月 21 日から 25 日に区役所のロビーで同じように環境課主催の行事の中で PR していきたいと考えています。クリーン作戦については以上です。

続いて、環境マネジメントシステム（ISO14001）の実施状況について報告します。平成 16 年度版ですが、実績は平成 15 年度決算が終った中身です。ご案内のとおり ISO についてはマネジメントサイクルとして、Plan・Do・Check・Action を実施しています。その内容を概括したものです。右側に「計画」とあります。この部分が 1 番です。各種調査、目標等を設定し、その後、実施・運用という段階に入ります。そこに写真も入っていますが、環境教育・訓練、環境コミュニケーションとして区民からの要望等を取り入れ、点検・是正措置を内部環境監査と自己検査で行っています。その実績についてはそれぞれの枠の中の表に記載しています。最後に見直しとして、本部会議開催・区長による見直しを実施しています。本部会議については助役をトップに各部長がメンバーとなり見直しを行い、その内容を区長に報告し、見直しをしていただく結果です。

達成状況についてまとめたものです。左側の頁に環境目標全体の達成状況を 1 つにまとめた表があります。項目として環境負荷軽減項目、環境保全項目、区民・事業者と行政の協働ということで、環境目的を 21、24、8、環境目標を 31、24、8 というように集約しています。その概略については、例えば環境負荷軽減項目は右側の頁に大きな表があります。

表のいちばん左側の縦に書いてあるのが環境負荷軽減項目です。目標が 21 ある中で、それぞれの目標について達成状況を要約して記載しています。評価の部分については凡例が上にありますが、●■△等達成できなかったものについても表示しています。同じように環境保全項目については表の下の部分に「みどりのベルトづくり」を記載しています。これについても達成状況を記号で評価の部分に記載しています。

このうち、特に省エネルギー等の取組みの結果です。我々が事業を行っていますと、エネルギーを使用する場合が非常に多く、そのエネルギー使用について記載したものがこの以下の部分です。環境目的として電気使用料、ガス、水道、用紙、ガソリン、グリーン購入、庁内廃棄物等を記載しています。15 年度、電気については残念ながら

ら目標達成することはできませんでした。4.6%の削減に止まりました。本庁舎内に1人1台のパソコンを導入した結果、その電気使用料が増えたのではないかと分析です。用紙については16%の削減目標に対し9.7%でした。これについては項目としての見直しが必要なかもしれませんが、全区民に配る「くらしのガイド」を印刷しており、その印刷したものが直接増え、削減を達成できなかったという結果です。庁内廃棄物の量ですが、リサイクル率については上がっていますが、廃棄物の量自体はごみ量が事業の拡大に伴い増えている部分があり、増えています。

次は、その下の部分です。エネルギーの取組み状況について、地球温暖化対策の1つの目安となる二酸化炭素、経費として見たものです。二酸化炭素は合計で対11年度比で10.5%削減できています。経費削減効果については対11年度比で1億1,852万円という成果を上げています。

次はリーフレットの最後の頁になります。区民と事業者の行政の協働の概略を記載したものです。環境配慮行動の拡充ということで、「すぎなみ環境カエルくらぶ」とともに事業を実施しています。さらに平成16年度からは、「すぎなみ環境情報館」を開設し、環境情報に関する総合的な拠点としての機能を果たしています。システムの改善に向けての主な課題は、ISO自体が今年になって規格が改定されましたので、これからはその改定を受けて環境負荷の軽減に向けた環境に有益な側面の抽出・評価・システム管理に不十分な面があることに対する対応、内部監査におけるシステム実施条件の点検に比重を置きすぎている面がある点、省エネ・省資源の取組みに定着が見られる一方で、継続的改善を引き出す工夫が必要である。多分マンネリの部分だと思いますが、そのような課題が抽出されていて、今後、この改善に向けたシステムの改善を検討していく予定です。

最後に、平成16年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査（8月分）について、ご報告申し上げます。16年度の杉並中継所に関するモニタリング調査については6回実施する予定です。表1に4月、6月、8月、10月、12月、2月と項目が規定されていて、すでに4月、6月分については前回報告したものです。8月についてはその報告したものに加えて、7項目加え9項目の調査をしています。調査日は8月24日から25日です。調査地点については中継所および周辺4地点、さらに杉並中継所から離れた対照2地点（高井戸第二小学校、杉並第十小学校）を調査しています。調査項目については記載のとおりです。

裏面に調査結果があります。排気・大気関係（ダイオキシン類を除くベンゼンなど23項目）ですが、8月の調査結果では15年度に7回実施したモニタリング調査の濃度を超えた物質は1物質ありました。ジクロロメタンです。どういうものかということ、機械の洗浄液に使ったり、塗装等の剥離剤に使ったりします。代替フロンということで最近使用が多くなっているものです。しかし、東京都環境確保条例による規制基準のある11物質は、ジクロロメタンを含め、すべて基準値未満の濃度でした。

また、今回活性炭処理前の濃度も測定しましたが、廃棄塔、換気塔ともジクロロメタンの濃度が活性炭処理後のほうが高い値になりました。これは非常に奇異な結果で、従前から8月、夏の時点についてはジクロロメタンの濃度が極端に多すぎるのではないかとということで、活性炭の処理能力に問題があるのではないかと問題提起

	<p>がありました。その結果、活性炭に入る前と出る後の調査をしました。その結果、活性炭のフィルターに入る前が $170 \mu\text{g}/\text{m}^3$であったのに対して、活性炭の後のほうが $480 \mu\text{g}/\text{m}^3$とちょっと多くなっています。この原因についてはいま調査しています。基本的に活性炭自身が持っているフィルタリング能力の限界みたいなものがあり、粒子が小さいものについては非常に難しいということと、ジクロロメタンの沸点が 40 度で、温度が高い場合には吸着ができないのではないかとということが言われており、いまその原因を分析するとともに対策を検討しています。例えばジクロロメタンを特に吸着する活性炭を中間に入れる等の検討を現在しています。ただしそれぞれ高い数字という説明をしましたが、排出についての規制基準から見ると非常に小さいもので、20 万 $\mu\text{g}/\text{m}^3$が規制基準になっています。それに対して 480 ということなので、特別規制的には問題はないだろうと考えています。</p> <p>中継所の周辺 4 地点ですが、杉並中継所から 200m離れた 4 地点について、15 年度のモニタリング調査を超えた物質は 2 物質ありました。1つは先ほどと同じジクロロメタンです。二硫化炭素、セロファン製造の溶剤と言われていますが、それが高い状況でした。この中で、ジクロロメタンの濃度が 1 回の結果としては環境基準の値を超えている。しかし、環境基準は年平均で評価することになっているので、今後の推移を見ないと全体的な評価はできない状況です。ただし、この周辺 4 カ所が、ジクロロメタンの濃度の高いのが、清掃工場のものかどうかというのは非常に難しいところがあります。杉並区全体でもジクロロメタンの数値が夏の時期は高い状況なので、果たして中継所から排出されたものが主な原因かどうかを調査する方法をいま検討しています。</p> <p>続いて杉並中継所対照 2 地点ですが、4kmから 5km離れた 2 地点についても調査をした結果、アセトニトリル、これはビタミン剤やサルファ剤の原料と言われていますが、その物質がありました。そのほか排気・大気関係についてのダイオキシン類については、環境基準と比較して十分に低い濃度となっていました。排水関係については床排水槽の pH および地下汚水槽と公共下水場の硫化水素の 2 項目で、15 年度の濃度を超えていました。夏については雨が少なかったということもあり、硫化水素の濃度が上がったのではないかと考えています。</p> <p>以上、モニタリング調査の報告でした。</p>
会 長	ありがとうございます。では 1 番目の平成 16 年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について、ご質問ご意見をお願いします。
K委員	下のところにある参考の団体の内訳で 179 とあります。これは当年度の場合でこういう答えになっているわけですが、例えば町会や自治会が増えた、商店街が減ったなど、こういうような年度別の特徴点は出ているものなのでしょうか。
環境課長	基本的に大きく変わっていないようです。
V委員	基本的にはこの施策には予算がいくら使われているのですか、というのが第 1 点と、クリーン大作戦というのは具体的に何をやるのかという、その 2 点を簡潔にお答えください。
環境課長	予算は 150 万円ほどで、実際には軍手やごみ袋等に使っています。目的は、基本

	的にまちの中の歩道や植栽の部分について区民と一緒に我々も含めて歩いて、ごみを集めてきれいにする。始まったのは12年で、世紀のクリーン大作戦、20世紀最後の杉並区をきれいにしようという趣旨で始めたものです。
B委員	1点だけ、ごみ袋の件なのですが、2,145袋で昨年度実績が2,756袋とあるのですが、どう計算をされているのか。と申しますのも、私もある団体で参加させていただきましたが、実際には、ごみは集めて各自が出すのが基本と言われたのですが、ごみ袋をその団体で何枚使ったかという集計をされてその数なのか、どのように計算をされたのでしょうか。
環境課長	報告いただいた内容で集計しています。
B委員	何袋使ったという、あくまでもアバウトな感じですか。
環境課長	アバウトといえばアバウトです。
B委員	というのは、C委員がやけに細かいと言ったのですが、私も細かすぎると思うのです。団体によっては正直言って、ごみ袋を使わないで自分たちのごみ袋を使ってやっている団体等もあるはずなのです。来年はその辺をもう少し精査してやっていただければという意見です。
環境課長	参考にさせていただいて、できることなら、実態が把握できるようなことを考えてみたいと思います。
副会長	<p>私もこのごみ拾いを30年ぐらいしています。横浜駅周辺で一昨年から「ヨコハマ・スカベンジ作戦」というのをやっていて、ここでもお話したかと思うのですが、私の感じではポイ捨てごみが減っていないのです。大体30年前と比べてもほとんど減ってなくて、杉並の場合は年々ごみが少なくなっているという感想が寄せられたということになっています。先ほど歩道とか植栽とおっしゃっていましたが、私たちも横浜駅と桜木町からみなとみらいまで拾ってみると、歩道というのは市役所があるメインストリートなので始終掃除をしているのであまりないのですが、先ほどおっしゃった植栽というか、ちょっと人の目に触れない所に非常にポイ捨てが多いです。特に昨年、200人ちょっとで1時間半拾ったのですが、たばこの吸いがらだけで約3,000本落ちていたのでびっくりしたのです。</p> <p>このポイ捨ては、なかなか構造的に減らないという特徴が、データを分析してみると言えるのではないかと思います。たばこがなぜ増えたかということ、健康増進法という法律ができたり、駅など禁煙機関が増えたりしています。そうすると、駅の構内を出るとすぐにたばこを吸い出して、勤務地へ行く途中でポイ捨てをするというケースが多いのではないかと想定されます。そういうことがあり、私が30年間ごみ拾いをやっていて感じている問題は、結局「あなた捨てる人私拾う人」という構造になっているのです。ここでは年々ごみは少なくなっているという感想ですし、参加者からもそういう感想があると思うのですが、ポイ捨て構造は日本全体として減っているとは言えない、と経験上私は感じています。</p> <p>ですから、これを減らすためには2つの方法論があって、1つは最終的には人間が捨てるわけですから個人個人のモラルというか、倫理観に訴えて、理論的に捨てる人がゼロになればポイ捨てごみはゼロになるわけですからそういうことをやる。</p>

	<p>第2番目は仕組みづくりというか、社会システムの改革が必要で、ポイ捨てしないような仕組みづくりをしていく必要がある。やはりきちんと条令等でポイ捨てを禁止する、規制をする。そして、ポイ捨てをして規制を破った場合にはそれなりの罰則を科す。私が調べた中では、23区内では中央区がうまくいっていると思いますが、そういう仕組みを作る。</p> <p>もう1つの方法は、私もD委員も環境経済政策を研究している人間ですが、経済的手段に訴えるということで、ごみをポイ捨てしたら損をする仕組みを作っていく必要がある。例えば欧米では飲料容器に対してデポジットリファンドシステム（預かり金払い戻し制度）があって、アメリカでは10の州で5セント、約6円の飲料容器の上乗せ金がかかっているわけです。ですから、ポイ捨てしたら6円損をしてしまうわけです。そして、それを拾った人、ホームレスの人などは6円得をするわけです。そういう仕組みを作らないと、なかなかポイ捨ては減らない。</p> <p>昨年の10月から11月にかけて環境省関連の仕事でフランスと主にドイツに行ってきたのですが、フランス、ドイツでは何度でも使えるリターナブルの容器にはデポジットリファンドシステムで、例えばペットボトルはかなり高い値段、1.50で約30円ぐらい、20では60円ぐらいの預かり金がかかっているの、ほとんど100%、誰も捨てないという仕組みになっています。もし、捨てたら拾った人が得をし戻すので、ポイ捨てを拾うのはボランティア活動ではなく一種の経済活動になっています。</p> <p>もう1つ、ワンウェイの容器に関しては、ドイツではDSD、フランスではガンバラージュという仕組みができていて、リサイクルを促進するような仕組みになっています。企業の責任で、いま拡大製造者責任（エクステンディッド・プロデューサー・リスponsビリティ、EPR）が話題になっていますがこれが実行されていて、これによって製造業者が、飲料容器の場合は中身メーカーの責任で回収し、リサイクルする。ただし、実際はDSDという会社に回収費用を支払うという形で実行されています。そういう仕組みをきちんと作っていかないと、この問題は解決できない。だから、いつもモラルとシステム、回収仕組みづくりの両輪をきちんとやっていかないと、モラルとかボランティアだけではうまくいかないのです。悪くいうと、こういうことをやることによって一種の満足度があり、確かに気持ちいいのです。私は授業の一環でゴミ拾いをするのですが、1度もやったことのない学生に後で感想を聞くと、やってよかったと、ほかの授業より面白いという意見が出ます。これは15年ぐらいやっていますので、こういう活動をシステム転換して、そういう方向へもっていくような政策展開が必要だと思います。</p>
環境課長	<p>減ったことの原因分析の説明も足りなくて申し訳ありませんでした。実はたばこのポイ捨てについては、杉並区も平成15年に環境美化条令を作り、たばこのポイ捨てを禁止しています。実際に禁止エリアを平成15年10月から高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻のJR4駅で実施しました。その実績については定期的に観測をしており、条令を施行する前の15年4月から施行後までで、本数の実数は忘れましたが、やはりそれぞれの駅について大体85%から90%の投げ捨ての本数が減っています。そのような効果も、区内全域に広がったことが影響しているのではないかと思います。た</p>

	<p>ばこのポイ捨て禁止を実施されることによって、ほかのごみもだいぶ減ってきているのではないかと。クリーン作戦のときだけではなく、「すぎなみ環境カエルくらぶ」などは毎月、区役所の周りも毎月最後の金曜日にクリーン作戦ということで、阿佐ヶ谷の駅まで中杉通りを清掃したり、私ども環境清掃部はそれに合わせて青梅街道を清掃したりしていますので、そういう細かな運動がこの時期以外にも出て、減ってきているのではないかと思います。条例によるポイ捨て禁止という制度としてのものと、杉並区全体をきれいなまちにしようという意識の広がりが多少出てきているのではないかと考えています。</p>
L委員	<p>いまポイ捨て条例ができてまちの区役所周辺、駅周辺がきれいになったから、かえって別の所が汚れていないだろうかということを考えてのです。実は同じコースを12年度からずっと拾っているのですが、本当にたばこの吸いがらが極端に少なくなったので、やはり区民の皆さんが少しはちゃんと配慮行動をしているのではないかと実感です。団体が少なかったり実行した人が少なかったため、そのときは公園の道の所は吸いがらがすごかったです。そして、毎年拾っていて、今年はなぜこんなに少ないのかと思っていました。みんながそこを清掃してしまうと、きれいになってしまうのか。早い時期にやったのですがあまりにも少なくて、どうしてなのか、だからみんなが捨てなくなったのかしらと。駅周辺で捨てないから、こっちのほうに来て、自転車に乗りながらたばこを吸って捨てられるのではないかと考えていたのですが、そうではなくてすごいきれいだったので、拾っている人はみんな不思議だと思っていました。ですから、やはり区民の皆さんの意識がよくなって、捨てないようにしているのだと私は実感しています。</p>
P委員	<p>私などは公園の清掃も実施していますし、杉並区の違反広告も取り締まっています。パトロールと同時に放置自転車、捨て傘、飲料水の缶など、特に捨て看板がすごいです。住宅街だから商店街よりは楽だねと言っていました。意外とそうはいかないです。一昨日のことですが、ちょうど不動産屋が電柱の後ろと前に貼っていたので、車を止め「ちょっと待て」と言って車から降りたのですが、不動産屋も後から追いつんでくるかと思って逃げることに必死でした。そんなことをやっています。また、近くにお豆腐屋さんが持っている畑があるのです。そこは3者の持ち主でなかなか売れないということであるのですが、その畑の中には道沿いなのでいろいろなものが放り込まれるのです。私は、持ち主の許可を得てその畑の中のいろいろなものを拾っているのです。ですからクリーン大作戦のときだけが作戦ではないのです。私どもにしたなら毎日が作戦なので、そのようなことをしています。</p>
C委員	<p>区民一人ひとりが実行委員という合言葉ということと、杉並の環境博の中でクリーン大作戦がやられているのですが、先ほどおっしゃられた環境清掃、カエルくらぶ、P委員も自分の所で活動をしているという、このような団体のことは何団体あるとかきちんと把握できているのですか。</p>
環境課長	<p>基本的に期間内については計画を出していただいて、その後報告をいただくという形になっています。それ以外についてはやっているというお話は聞いていますが、作戦の中の統計データとしては把握していません。</p>

C委員	<p>クリーン大作戦以外で活動されているということですが、やはりこういう団体の方々というのはとても重要だと思うのです。例えば私は自転車は得意の分野なので、月に何日かは東高円寺等で自転車を片付けています。自転車道でもクリーン作戦はあるのですが、その期間だけは減るのです。しかし、それが終わるとまた増えてしまうみたいなことがあるので、それを踏まえると毎月毎月、毎週毎週の行動が地元では大事なのかなと思っています。そのような警鐘とか、その辺から行政として指導することなどはなさっていないのでしょうか。</p>
環境課長	<p>環境美化条例の中には、たばこの投げ捨て以外にも防犯活動やいろいろなことが規定されています。本来的に犯罪についてもごみの少ない所は犯罪が少ないという統計もありますので、いろいろな施策を組み合わせさせていただいていくことが大事だろうなとは思っています。ただ、年がら年中お願いしますでは、私どももなかなか言いにくいものがあり、クリーンについてはこの時期に指定する。それ以外の路上禁煙や防犯等も含めていろいろな所に協力を求めていって、意識を広めたいなどは考えています。具体的な行動は17年度以降、着実に進めていきたいと思っています。</p> <p>防犯については審議会とは別に、生活安全協議会があり、協議会の中でもいろいろな区民の方に意見を聞くとともに、PR活動について協力をお願いしてもらったりしております。中でも新たな取組みについては私どもから提案したり、また、委員の方からもお知恵をいただいて考えていきたいと思っております。</p>
C委員	<p>いま、また自転車問題に触れてしまったのですが、自転車を片付けている方々、また協力してくれている方々には、放置自転車防止協力員という証書が与えられるのです。これを私も持っていますが、そういうようなもので表彰するとか、そういうような形で、何らかの協力員には証書を持たせる、また怪我をした場合にはボランティア保険を使うなどは考えていらっしゃいませんか。</p>
環境課長	<p>いまお伺いしましたので、検討してみたいと思います。</p>
副会長	<p>1つだけ、平成12年に環境美化条例が敷かれたのですが、詳しく検討していないので恐縮なのですが、これは千代田区の条例と同じように罰則規定とか罰金はあるのですか。</p>
環境課長	<p>条例上は罰則を規定していますが、いまのところきちんと区民の皆さんが守っていただけるかどうか推移を見るということで、実績を見て実際の罰則適用にしようということになっています。いまのところ罰則の適用はしていません。</p>
会 長	<p>時間の関係がありますので、バランス上、次に進めさせていただきます。先ほどからいろいろご提案等もいただきましたので、1については今後ともよろしくお願ひしたいと思います。では、2番目の環境マネジメントシステムについてです。S委員どうぞ。</p>
S委員	<p>I S Oの取得を杉並区がやられたのは13年です。あくまでもこの報告は区に關係のある部署のI S O14001の結果報告だと思うのです。2年前の環境審議委員会でお伺いしたと思うのですが、全体的な杉並区そのものの小さい箇所箇所を、民間事業者がある場所ある場所ですらやっても、大きな実りになるかどうかは別にして、民間事業者にそういうものを区としてI S Oの取得を推奨していくお考えがあるのか。そ</p>

	<p>のときに、前向きに考えて、そういうことをして徐々に民間事業者にもそういう運動を進めたいというお話をいただいたのですが、その後、その辺のところは何か変わったか、いわゆる推進に対する動きは実際に行われているのかどうか教えてください。</p>
環境課長	<p>ご指摘のとおり、杉並区役所だけがISOを取得して環境配慮行動を進め、区全体に対して広めるということは多少はあるかと思いますが、制度を皆さんに使っていただかないとより大きな力にはならないだろうということで、平成16年度に実施計画の見直しを行いました。その中で広げるために何がいいかということで、ISO新規取得企業に対する補助制度を創設しました。17年度予算はこれから整理されているので、実際その中には計上されているとは思いますが、数件補助するように計画しています。ISO以外に簡易版としてエコアクション21という制度がありますが、そのエコアクション21についても少ない金額ですが補助するようなことを計画しています。多分、17年度の予算の中で発表されたときには載っているだろうと私どもも期待しているところです。</p>
S委員	<p>私の所も一昨年度取得しているのですが、そういう制度があるということは知らなかったものですから、補助が実際は</p>
環境課長	<p>来年からです。</p>
S委員	<p>そうですか、わかりました。</p>
O委員	<p>ISO14001というのは、環境マネジメントシステムですが、これは本来的にはスイスのジュネーブに本部がある民間団体が運営しているシステムです。工業規格から派生したもので、どちらかというとサービス業、オフィスについてはもっと日本的で、シンプルでわかりやすく取り組みやすいシステムがいいのではないかという考え方が1つあります。京都議定書が今年の2月15日に発効するので、環境省を中心として、先ほどご紹介がありましたエコアクション21と環境活動評価プログラムを、もっと広い範囲で取り組んでいかなければいけないということで、そのエコアクション21が本格運用に入ってきています。すでに環境省でもその実施機関を作り、審査員の試験なども行っており、間もなく動き出すと思うのです。これはもっとISO14001よりも、もっとシンプルで費用的に割合と低い、そして取り組みやすいということで、環境省も本腰を据えて取り組みたいという考えです。基本的にはPDCAサイクルというのが同じように採用されており、同一の効果がわかりやすく、安く、比較的容易に取り組めるようになるのではないかということです。私ども杉並環境カウンセラー協議会では城北、武蔵野、多摩などと共同して地域機関として立候補し、間もなくそういう実施運用を始めたいと思っています。比較的馴染みやすいような形になるのではないかと思いますので、是非、区のほうも費用対効果も考え、その辺の検討もしていただき、事業所、あるいは区民に対して研究の推奨をいただきたいと思っています。</p>
D委員	<p>環境対策の効果の部分についてお尋ねします。ここで挙げられているのは、あくまでも区役所のほうの建物として行った対策の効果ですね。区役所は本当はさまざまな施策を行っているから、施策の効果のほうはここには含まれていないということなのですが、それはなぜ入れないのかということです。ほかの自治体には例えば岩手県や</p>

	横須賀市のように施策の効果も同じように金額勘算して出しているケースがあるのですが、そういったことはお考えではないのでしょうか。
環境課長	区役所の事務所としてのISO14001の効果のみをこの表では記載しています。施策の効果の部分は杉並区の場合、平成15年2月に地域省エネルギービジョンを作りました。現状の分析と対策についての方向性は示しているのですが、具体的な施策についてはあまり大きなものがなく、それをどのように評価するかというのは今後の計画と考えています。
D委員	ここではあくまでも効果のほうだけを集計しているのですが、環境対策にかかったコスト、つまり費用対効果、環境会計という感じでしたら、やはり費用のほうもきちんと集計すべきだと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。
環境課長	いま委員から指摘がありました。いまのところそういう視点を持っていませんので、できるかどうかも含めて検討してみたいと思います。
副会長	いまのD委員の質問に関連して、2頁目の「省エネルギー等の取組み結果」のところ。例えば電気の使用料が達成できない原因を、パソコンを1人1台入れたからとおっしゃっていたので、こういう批評でいいのかどうかというのも疑問です。まさに費用対効果なのですが、パソコン1台を入れたときの効果というか、ベネフィットを計算すると相当大きいものがあると思うのです。そうすると、そのベネフィットから見たら、電気を削減するよりもはるかに大きい効果があるということが言えるので、単純に電気使用料の削減とは言えないのではないかと。非常にエネルギー消費型社会だった時代から見たら、一般の市民にはこういう批評でわかりやすいのですが、ちょっともうそのような時代ではないような気がするのです。やはりいま栗山委員が言ったように、もう少し施策も含めて、効果、ベネフィット、コストをやらないと、ただ電気を減らせばいい、ガスを減らせばいいみたいな、非常に単純な目標設定は一般市民にはわかりやすいかもわかりませんが、本当の環境政策への取組みとは言えないのではないかとこの感じがします。そういう試みが横須賀市などは市レベルで進んで、環境会計的な評価をやっているの、そういうものも参考に進めたいのではないかとこの感じがします。
環境課長	ありがとうございました。いろいろ勉強してみたいと思います。
K委員	2頁の「省エネ等の取組み結果」で、例えば電気使用料については-4.6%削減になりながら、CO ₂ の効果、経済比較については-9.6%と、その4.6と9.6の違いはどのような形で出てきたのか、ご説明をお願いします。
環境課長	難しい計算で私も細かいところはわからないところもあるのですが、電気の1kwh使用量が、二酸化炭素に勘算するとどうなるかという式があるのです。その計算に基づいて、電気エネルギー自体がいまは火力発電、水力発電、原子力等が使われていて、それぞれの平均から。
K委員	下のCO ₂ と削減率については9.6%で合っているわけですから、これは結構です。例えば電気の場合に酸素排出量がコンマ384という係数がありますから、同じ係数を掛けているから9.6%でもいいのだけれども、これと上の4.6との関係はどうなのですかということなのです。全部同じ係数を掛けているはずなのです。そうすると、

	下のほうで9.6%削減できましたと言いながら、実際に上のほうの達成状況のところでは4.6と。その4.6と9.6との関係はどうかという疑問を感じたわけです。
環境課長	調べます。いますぐここで答えはできません。申し訳ないです。
会 長	いろいろ研究課題をいただきましたが、ほかにございませんか。では、宿題も多々ありますが、事務局のほうでよろしくお願ひします。3点目の、16年度杉並中継所のモニタリング調査経過について、ご質問等がございましたらお願ひします。
環境課長	すみません、電気の使用料関係がわかりました。使用料でいくと9.6%ということに削減されていますが、ISOの目標と、達成状況の比較をする場合に、1㎡当たりの使用料単価でいっています。事務所の1㎡面積当たりの電気の使用料を計算して、その比較ですと-4.6ということで、全体の使用料でいくと9.6%減っていますが、面積当たりの使用料でいくと-4.6に近いということです。
K委員	そうするとここでは触れられていないですね。
環境課長	そうですね。説明が不足しています。
K委員	この事務所の中の平米当たりですね。
環境課長	はい。
K委員	そういう捉え方があるのですか、わかりました。私も調べさせていただきます。
会 長	それでは元に戻りまして3点目の件はいかがですか。特にございませんか。
副会長	杉並病がいろいろ問題になって、こういう客観的なデータも大事だと思うのですが、これによっていわゆる杉並病というような疫学的な発生確率がどのくらい減ったのかとか、そういう疫学的な調査から、さらに実際に杉並病の被害を受けている人たちの因果関係の調査はやられているのでしょうか。
環境課長	モニタリング調査については広報で毎回お知らせします。併せて区民の皆さんに中継所周辺で具合の悪い人がいましたら、保健所へご相談くださいというお知らせもやらせていただいています。その結果、申し出のあった方が昨年までで4人いらっしゃいましたが、それぞれの方について保健センターのほうで専門医による診察等を受けた結果、特定の疾病だということが明らかになったということで、区としては新たに発生した事例はないという認識を持っています。
会 長	どうもありがとうございました。それでは4点目の、杉並ごみ半減プラン等の経過について、清掃管理課長お願ひします。
清掃管理課長	それでは杉並ごみ半減プラン等の経過について報告します。A4版の資料をご覧ください。ごみ半減プランは平成15年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、杉並中継所を不要なものにする重点目標と、家庭ごみの40%削減の数値目標を達成するために、今後重点的に取組みを図っていく行動計画として策定したもので、昨年12月に決定しています。 1の名称は記載のとおりです。2の策定前後の経緯は記載のとおりですが、前回11月に区民意見と修正案を報告した後、お蔭さまで12月に決定するとともに、議会に報告しています。また、1月11日には広報特集号を出し、半減プランの概要と、半減プランの大きな項目である午前中収集、廃プラスチックのリサイクルの4月からのスタートについて周知を図っています。3は特集号に載せた当面の重点実施事項の

	<p>概要ですが、まず午前中収集の強化で、まちの美化とごみの散乱防止のため、平成17年4月より、ごみを出す時間を30分早め7時半からとし、収集時間も区内全域30分早め、可燃ごみの午前中収集を強化するものです。</p> <p>廃プラスチックのリサイクルについては、平成17年4月より大幅に収集地域を拡大し、区内6分の1地域、約4万7,000世帯に、本格的なリサイクルをスタートするものです。2つの取組みとも23区ではこれまでにほとんど取り組まれていないもので、杉並が今度初めてとなります。</p>
会 長	<p>ただいまのA4の紙1枚に大体経過が書かれています。これを中心にご説明があったわけですが、内容については幾度かご説明になられていますから、ご質問等がありましたらどうぞ。</p>
副会長	<p>半減プランというのは杉並区の場合、中継所の杉並病の問題、緊急的な問題があるのでやむを得ない。私は昨年10月、11月にヨーロッパに行って感じたのは、日本の自治体は市民へのごみ処理サービスが、過剰ではないかなと。これは国の政策とか国民性の違いもありますが、ドイツのベルリンのかなり郊外の地方都市に行ったら、一般ごみは回収が月1回という所があるのですね。これは大都市などではそうではないのですが。</p> <p>日本の場合は、これは杉並区だけの問題ではないのですが、本当にごみ処理サービスが過剰になっていまして、特にごみになりやすい製品を製造して販売している企業、製造業者の責任をもっと自治体が要求していくような仕組みにしないと。毎回言われていることなのですが、全部自治体が後始末をして、それに膨大な費用がかかるという、そういう仕組みをいくら緊急事態とはいえ、ずっと肯定していつてしまうという、そういう問題がありまして、私自身は自治体が細かい分別とか、プラスチックのリサイクルをやるのが、果たして妥当なのかどうかに関して、非常に疑問に思っているのです。</p> <p>ですから緊急避難的にこういうのをやるのは、短期的に施策・政策としてはやむを得ないのですが、やはり長期的には製造業者の責任をはっきりさせていく仕組みづくりを、自治体から求めていくことを是非、これは杉並区1自治体の問題ではないのですが、やっていただきたいなと思います。</p>
会 長	<p>いまの点についてはお答えはいいですか。</p>
清掃管理課長	<p>この半減プランの中にも掲げていまして、拡大生産者責任を求めていくと。杉並区はそれを大きく求めていくということで、いまこの見直し等も検討されているわけです。</p>
ごみ減量担当課長	<p>若干付け加えさせていただきます。東京都の市町村につきましては、法の改正について経済産業省と環境省に対して、より意見を提出して拡大生産者責任の徹底について要望を求めているところです。また、それだけではなくて、全国都市清掃会議という会議体がございますが、そちらのほうでも同じく、国に対して拡大生産者責任の徹底については、呼び掛けていくという予定になっています。</p>
副会長	<p>10月に私たち学者グループは、自治体が会員になっている全都清（全国都市清掃会議）の人と一緒にヨーロッパに行きました。主に全都清のほうはフランスのエコア</p>

	<p>ランバランジュ方式を調査していました。1997年から施行された容器包装リサイクル法ができるときに、結局自治体からの声あまり出なかったのです。例えばペットボトルなど収集する費用がごみ処理だと、名古屋のデータでいくと1トン5万円ぐらいなのですが、リサイクルすると30万かかるわけです。そのうち、収集・輸送費用が大体8割かかっているのです。そうすると24万円が全部自治体負担になっている。ですから非常に大きい問題です。</p> <p>これを前回送ってもらったのですが、ボトルのシャンプーなどをなぜ自治体が回収してリサイクルするのか。理論的にはこれを作って売っているメーカーの責任だと思うのです。最終的にはそれを使うことによってメリットを得る消費者の責任になるわけです。そこをかなりやっつけていかないと、後始末を自治体と市民でやる形になってしまうので、プラスチックリサイクルに関しても全く同じことが当てはまります。杉並の場合、杉並病というような特殊な緊急避難的な課題があるので、これを短期的にやることはやむを得ないと思うのですが、もう一度、中長期的な政策を出していただきたいということです。リサイクルではごみ問題は基本的に解決しないということです。これをどんどん後始末をしていっても、リサイクルはかえって害になると思うのです。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、ご意見として承っておきます。V委員どうぞ。</p>
<p>V委員</p>	<p>質問ですが、今年の4月1日からは、新たに区の6分の1で廃プラのプラスチック分別収集を行うということだそうですね。ちょっと話は逸れるのですが、去年の11月からペットボトルの集積場の回収のモデル事業というのも、杉並区は三谷地区と馬橋北地区で始めた。そのときに私の知り合いに三谷町に住む人がおられまして、「どんな説明会があったの」と、私は聞いたのです。そうしたら説明会どころか、このチラシだけが何の説明もなく各戸に配付された。これだけでペットボトルの集積所回収が始まるという啓蒙活動と考えているのだったら、すごい間違いだなと、そんな簡単な啓蒙活動から、連絡活動、趣旨決定では住民の協力をちゃんと得てはやれない。</p> <p>どうして私がそれについて痛感したかということ、日野市がごみの有料化に踏み切ったときに、日野市の元市議である馬場市長さんという方が、すごい哲学をもって、夜ですからボランティア活動で、1年半ぐらいの間に630回、どんな小さな会でも呼ばれたら市長自らが行って、まず、ごみ減量に対するフィロソフィーを言うそうですよ。あと細かいことは現場の課長とか係長とかがやる。まずその回数ですね、1年半の間にそういう形で630回もの、そのぐらいの汗を流さないと、有料化はできなかつた。</p> <p>話を元に戻しますが、有料化とは若干違いますが、先ほど言ったように6分の1です。ここに書かれていますが、この地区に対して廃プラの分別収集を行うというのは、ごみ有料化にするのと同じぐらいの手数がかかるというか、相当住民の協力を求めないと、うまくいかない事業だと私は思います。どのぐらいの説明会とか、あるいは協力・お願いとかその辺の準備を行われたのかなと。さっきのペットボトル2地区のようなビラをただ各戸に投げ込んだだけのようなやり方だったのか、それとも日野市のような非常にキメの細かい説明会を区役所の職員から出向いて行って、みんなに</p>

	情熱を込めて説明をしたのか、その辺ちょっと心配なのでお聞きしたいのです。
ごみ減量担当課長	<p>ペットボトルのモデル収集につきましては、馬橋北町会は4回ほど、町会の役員さんの方、あとは衛生委員の方たちに説明をしてきました。三谷のほうは1回ということで、お話のとおりです。それだけではなくて、11月1日に始めたのですが、その後、私どもの担当が町会に呼ばれまして、いわゆる排出状況についてのお話だとか、その辺のアフターフォローについてもきちんと行っております。</p> <p>また、新たにペットボトルの収集を始めるというPRについて、非常に重要だと思っておりますので、各戸回収のほかに集積所の看板がありますが、そこに全てペットボトルの集積所回収についてのお知らせと、ペットボトルを軽く洗って蓋を取って圧縮するような分別の仕方についても、わかりやすいような形で表示等を行っております。</p>
V委員	もう1つの、4月1日から始まる青い地域への説明。
清掃管理課長	<p>廃プラの収集につきましては、広報特集号でやっております。それから清掃協力会、町会連合会、あるいは商店会連合会等にも説明をしてございます。また『広報すぎなみ』で、さらに掲載してお知らせをしたり、各戸配付、ポスティングの配付でお知らせをしていく予定にしています。午前中収集についても、いま言ったような方法で各戸配付等を中心に広報も再度行うとか、まちの掲示板、屋外446カ所の掲示板等にも、お風呂屋さんにも94カ所等お願いして、ポスター等を掲示していただく予定にしております。また、各町会には個別に回っております。</p>
V委員	<p>そうですか、何か話をお聞きすると、成功した日野市さんに比べると、杉並の場合には、先ほどのペットボトルの場合、チラシで集積所に貼り付けるだとか、あと各戸に一応ポストに入れたという、なんていうか一応やったぞという感じのものです。いちばん大事なのは、住民と膝つき合わせて、こういうことをやるから一緒に協力してやりましょうよと、行政もこれだけ頑張ってください、皆さんも頑張ってくださいという、そういう人間としていちばん大事な点が全く欠けているような感じがするので、成功するのかなと、非常に心配なのです。一応、紙を配るというのではなくて、繰り返しになってしつこいようですが、杉並区では、膝つき合わせてお互いにじっくり話し合っ、お互いに仲よく協力し合う、そういう姿勢を積極的にとろうというお考えはないのですか。</p>
環境清掃部長	<p>お話のとおり、区民の皆さんからの協力がなければ成功しない事業だと思っております。日野市の場合のお話をされたのですが、日野市の場合、おっしゃったように有料化の問題がまず1つの大きなテーマだったと思うのです。それでごみの出し方もガラッと全然、従来の出し方とは変えたという点がすごくあって、これは本当に説明会を何回もやって協力をいただいたと伺っています。私どもの場合も、6分の1の地区の皆さん全員に会ってお話しすればよろしいのでしょうかけれども、人口の問題もありますが、そこまでの余裕がございませんので、とにかく皆さんに周知するためには広報、各戸配付のチラシ、これが一番だと考えていますので、要望があれば行って説明をしますが、ちょっと全員には無理だと考えます。</p>
会 長	よろしいですか、では、ほかにございましたら。N委員。

N委員	<p>今回、4月1日から6分の1拡大して、今後も全区に拡大していく予定なのだと思いますが、結局副会長が言われたように、当面その中継所の問題もありますし、そういう所はあるのでしょうかそれと両輪です。</p> <p>前回の報告のところにもありましたが、都の容器包装リサイクル実態連合会の提案とか、ほかにも拡大生産者責任のところ、もっときちんとなっていくと、もうこの問題はかなりの部分で解決するのではないかと。これは区の問題ではないですが、でも、前回の提案も、提案はしたけれども、それをかなり受け入れて容器包装リサイクル法が進むかどうか、というところはわからないというような感じがあったと思うのですが、両方を並行してこの全体の国の施策なりとのところで、拡大生産者責任のところをしっかりと。それがもう少しメーカーの責任になってくれば、この問題は区が一生懸命、区民も一生懸命に分別しなくてもできてくるのではないかなと思いますので、是非そちらの部分でも努力をしていただきたいと思います。</p>
会 長	よくわかっていらっしゃると思います。
P委員	<p>いまのお話なのですが、国・業者が一体となって、それぞれの分野で責任をもっていかなければいけないということは、もう数十年も前から遡って謳われているのです。例えば、町会にリサイクルが実施されるよといったときも、それは区役所で何回も何回も会議を皆さん重ねて、私どももみんな各町会に召集がかかりますから、来てそのお話を受けて、持ち帰って、皆さんに呼びかけて、これからはリサイクルが始まるよってということで、一生懸命に本当に皆さんにさせていただきました。もう本当に雨、風、雪、もう私はそろそろ終わるかな、終わったころだなとなると、それはもう十数年も前からでして「まあ1杯飲んで帰っておくれ」というようなことで、皆さんに一生懸命にやっていたきました。</p> <p>今度、それが分別収集に変わりました。やはり分別収集のときも大きくお知らせがありましたから、それは区民は黙っても了解済みで、それを盛り上げて何回も何回も会議をもつということではなくて、やっぱり大きな情報、どんな人にも、若い人にも浸透するように、全区民に配付されるということは、全区民に理解をしてもらうと同時に、理解したよということであると思うのです。そういうことで、一応は一生懸命にやってくださった方が、最初「分別が始まるよ」と言ったときは、とても寂しく思ったらしいですね。「でも、これは時の流れだよ、少し楽しせてもらおうね、みんなゆっくりして」なんて言って「お疲れ」なんて私は言ったのです。</p> <p>区のほうは順序よくお話を積み上げて、順次このように議論をしたりしながらきていることは事実です。私も清掃に関わって35年が過ぎましたが、本当に区の成りゆきを見ておきますと、あまり区民を甘やかしていいのかなって、そんな気さえするぐらい丁寧でしたね。以上です。</p>
M委員	<p>いままで出たことに重ねてなのですが、ごみ半減の計画というのは、区民のライフスタイルを変えるというような意味で、認識を変えてもらう教育をしていくということも、大きな1つの手立てだと言われているのです。そういう点からいって、例えばいま出ました容器包装リサイクル法、自治体がこういうふうになっている法律なのですということ、もっとアピールするという形でみんなの認識を高めてもらうこと</p>

	<p>が、協力の推進力になるというようなこともあるのではないかと思います。</p> <p>同じように、前回ここで、中継所を廃止したいということを根拠として挙げたらどうか、というようなことが出たと思うのです。健康センターに申し出て下さいというようなアピールがあるのと同程度のレベルとしてでしたら、もっと区民にもアピールできるのではないかと思います。そういったことは、今後検討されるのでしょうか。</p>
会 長	では、事務局お願いします。
清掃管理課長	中継所の廃止のアピールということですか。
M委員	<p>それが1つの目的であるということ、それから容器リサイクル法、例えば自治体として何か対案を出しているというようなことも伺っています。区民に対して例えば回収や分別を協力してください、というアピールだけではなくて、容器リサイクル法にはこんな問題点があって、区はそこにこういうアプローチをしていますというような形の訴え方。まあ、区としてはお金・コストがかかる、それで非常に困っているわけですね。そういうこともアピールすることで、もっと区民の協力を本当に求める力になるのではないかと思います。</p>
清掃管理課長	ご指摘のとおりだと思います。そういった形でやってきておりますし、また、これからもやっていかなければいけないというふうに思います。
E委員	<p>ただいまチラシを見るだろうみたいな発言をされましたけれども、本当にいま単身者のアパート暮らしとか、高齢者の2人住まいというのが大変増えておまして、これを徹底させるというのは、先ほどどなたかが言われた、本当に直に対面して、そうして説明をしていただかないかぎり、いまでさえ大変乱れたごみの出し方をされております。そして、地元の住民ですね、前から住んでいる住民が大変困って、みんなその処理をさせられている状態なのです。ですから、6分の1の地域に広げると言われますが、どの程度徹底するものか、それといままで既に実施されている所では、どんな状態かお聞かせいただければと思います。</p>
杉並清掃事務所長	<p>いま言われた、確かにごみの排出ルール、単身世帯また、いわゆる杉並区に居住されても数年で出ていかれる方たちというのが、本当にいろいろな分別ですとか、リサイクルを含めて、なかなか協力をいただけない。生活スタイルもいわゆる夜でしたりとか、お伺いしても留守であったりとかで、なかなかお会いしてお話をする機会がないというようなことで、大多数の方には協力をいただいている部分もあるのですが、そういう方には協力をいただけていないというような現状で、我々もこれから取組みをますます強めていかなければならないとは思っております。</p>
E委員	町会の活動には、いまの町会にはそれだけの力がございませんですね。それはすごく感じますので、その点も考慮に入れておいてください。
杉並清掃事務所長	<p>我々もいろいろな説明会ですとか地域にお邪魔するとき、どうしてもやはり町会ですとか協力会を中心に行くのですが、そういう方たちはそういうところにも加入されていない。ある説明会を開いても、あまり来ていただけないということで、最終的には本当に1軒1軒お伺いしてお話するしかないのかなというのはあるのですが、やはり52万人の中の何万人かということになりますと、1軒1軒お邪魔するというのは</p>

	物理的に難しいのが現状でございます。
E委員	いま既に実施されている所の現状については、どのように把握されていますか。
杉並清掃事務所長	<p>既にやっている三谷地区とかですか。先ほどペットボトルの話もあったのですが、三谷の町会支部というのは、今年でもう4年目に入るので、当初は町会に入りまして、何回か説明会や、必要があると組単位などの説明会や懇談会にもお邪魔しました。</p> <p>今回のペットボトルのこと、先ほどちょっと出ましたので少しだけお話をさせていただきますと、容器リサイクル法に基づいた廃プラスチックの分別を開始した当初も、どうしてペットボトルも廃プラスチックと一緒にやっていただけないのかという質問がかなり出ました。当時は先ほど来出ています拡大生産者責任ですか、ヨーロッパの例もあって、東京では旧東京ルール3ということで、ペットボトルについては製造者・販売者の責任を追及するというのもあって、いまスーパーとかコンビニとか、そこの店頭回収という形を主にしています。</p> <p>でも、どうしても中継所に出るごみの組成調査をすると、ペットボトルもかなり不燃の中のごみとして出てきます。全体の容器リサイクル法のプラスチックからはペットボトルは入っていないのですが、4年目になる三谷と馬橋は、要望も強くて今回試験的に集積所でもペットボトルを回収していきたいと。ただ、主はやはり現在の旧東京ルールで。ペットボトルについては販売者の責任は、本来は製造者の責任なのでしょうけれども、そこまで法改正もいっておりませんので、そちらを主に試験的・モデル的に集積所でもやりたいということで取り組んでおります。</p>
K委員	<p>半減プランのほうで、簡単に言わせてもらいます。9頁にあります「拡大生産者責任の強化等」の項目、長期的にはこのとおりでだろうと私は思っているのですが、ところが1点だけお願いしたいのは、この3行目にあります「適正処理困難物」についてのものです。方向的にはこのとおりでと思いますが、当面の短期・中期的に考えた場合に、区としての施策というものを、もう少し鮮明に区民に訴えていく必要があるのではないかと。</p> <p>この間も私は、実は中継所に行って、いろいろと話をお聞きしましたが、どうしても入ってしまう。それに対してどういうことをやってほしいという区民に対する訴えというのが、ちょっと弱いように思います。私どもはここ最近、いろいろな新聞やチラシなども見せていただいているのですが、なかなか書いていない。長期的にはこのとおりでしょうが当面の間、どうするのだということ。これは正直言うと杉並病の一因にもなるかもしれないと私は考えています。以上です。</p>
清掃管理課長	<p>これにつきましては、まず適正排出が重要だということで、殺虫剤なども中身が残ったまま排出しないでください、ということでお願いしています。このようなことを区民へ周知・働きかけを行っていくということが1つあります。</p> <p>また、一方で、どうしても混じってきたりするものをどう処理すればいいのかというので、これは先ほどちょっと話も出ました全国都市清掃会議や、杉並区など非常に課題意識のある自治体で今いろいろ検討をしています。これを別に集めてなんとか処理できないものかと。そうすると、杉並区的能力をちょっと超えておりますし、広域</p>

	<p>的な処理をしなければいけないとかということもございまして、どういう形がいいのか。また、このスプレー缶等を使うメーカーもやや零細なメーカーが多くて、メーカー責任でやるということが、なかなか打ち出せないでいるというような中で、いろいろ検討されている状況です。</p>
K委員	<p>そういうことは実際にある特定の町内会と、そういう問題について協議をなさっている、というふうに理解してよろしいのですか。</p>
清掃管理課長	<p>率直に言いまして、やりそうになった所もあったのですが、例えば今年度それがなかなか実施が難しいということです。具体的な町会と話し合いに入ったり、モデル地域を選定してやろうという、もう少し前の段階ぐらいです。いろいろと勉強をさせていただきます。</p>
会 長	<p>U委員どうぞ。</p>
U委員	<p>基本的にごみの問題は、副会長が最初から言われたように、拡大生産者責任ということになれば、おそらくかなりの容器、ごみが減ると思うのです。それは当然、そこを目指していかなければいけないと思うのです。それと同時におそらく紙とか、廃プラスチックを分別して行って、資源に回していけるようになったりすれば、最後に残る生ごみの比重が大きくなると思うのです。生ごみについて今あまり区として中で謳われていないと思いますので、例えば区の施設などを含めて、生ごみをいかに長期的に資源化していけるのか。そんなことをどのように考えておられるのかがまず1点です。</p> <p>ごみ半減プランは平成24年までということ謳われていますが、当面、例えば短いスパンで3年後に大体どのようなこととお考えになっていて、見直しの時期はどうなっているのか。たぶん政策ができていないのでと言われると思うのですが、今そのような段階的な考え方がどの程度、どのような目標で、大枠で考えておられるか。例えば5年サイクルぐらいで見直していくとか、3年サイクルぐらいで見直していくとか、そこに例えばどのような施策を盛り込んでいく予定が有る無し、その辺のことをお聞かせ願えればと思います。</p>
ごみ減量担当課長	<p>生ごみについてですが、生ごみの処理でいちばん難しいのは、やはり受入れ先だと思うのです。例えば生ごみをリサイクルして、堆肥化してそれをどこに持っていかかというところが、1つ大きな課題になってくるかと思えます。また、先ほどお話したとおりルール1だとか、普通の集積所での生ごみの回収が果たして可能なかどうかというところも、杉並区という都会の中で臭いが出るものですから、かなり課題が多いのではないかとこのふうには思っております。</p> <p>ただ杉並区も大規模なマンションが出来ておりますので、そういった新たに出てくるようなマンションに対して、例えば生ごみの処理についても、建主と区のほうと真剣に考えていくことは可能ではないか。ですから、これからの方向性としては、大規模なマンションに何らかの形で生ごみの処理について働きかけていくことはできるのかなと。ただ、先ほど申し上げたとおり、処理する受け皿が実際はなかなかないという、大きな課題はあるかと思えます。以上です。</p>
清掃管理課長	<p>計画の見直しのサイクルの問題ですが、ごみ半減プランの基になる一般廃棄物処理</p>

	<p>基本計画は5年で見直そうということになっていますが、これの実行プランということになっていきますので、こういったことが1つある。もう1つはこの半減プランの実効性を高めるために、実施計画、区でこれは3年計画なのですが、2年ごとにローリングをし、実施計画とある程度、併せながら見直していくということになっていきますので、まあ2年ぐらいで見直すということは十分考えられると思います。</p>
副会長	<p>国情が違うので必ずしも日本でそれが取り入れられるかどうかはわからないのですが、ドイツで感じたのは、ここで出ていますね。こういう容器類、これは全部企業が責任でDSDという政府認可会社に委託して、これが全部回収して再利用をするわけです。これが一般廃棄物の60%ある。それから生ごみ、それはBMP（メカニカル・アンド・バイオロジカル・プラントシステム、生物機械処理システム）というものができまして、ドイツは今年から埋立法という法律が改正されて、埋め立てるごみは事前に必ず処理をしなければいけないということが義務づけられるのです。そのために大都市では、埋め立てるごみも基本的には何かの処理する。大都市の場合難しいので、ケルンなどを見に行ったら、焼却処理システムを入れているのです。地方都市は生ごみを中心とする家庭ごみをBMPというプラント工場で分別回収をして処理する。</p> <p>この発生段階・処理段階では、一切人手は加えない。その後はコンポストにするものは農業とかそういうところで再利用する。そこで利用できないものは、埋立処分をするのですが、それも処理をしたものでなければいけないという形なのです。そのために紙・ガラス瓶・容器包装類は全部回収して再利用する。そして、いま生ごみもBMPでやりますので、その他の家庭から出るごみというのはもうほとんどないのです。</p> <p>ですからそれは地方都市の場合は月1回収のようです。先ほど日野市の話が出ましたが、ごみの有料性はもう当たり前で、いま言ったDSDには自治体は一切タッチしていませんから、全部、企業・メーカーの責任でやっています。それは1991年から実行されているわけです。ですから、本当に家庭から出るごみは少なく月1回収して済む。そしてドイツの場合有料化している。ドイツ人はよく言えば合理的なので、ごみはなるべく出さない。</p> <p>今回、私も3年ぶりぐらいに調査に行き、非常にびっくりしたのですが、国民性とか国情とか、有料化が当たりの都市であり、道路が広くてプラスチックではなくてコンテナ回収で、それは置きっ放しでいいわけです。ですから道路の広さの問題とかいろいろな違いはあるのですが、実際そういうことを実行している国が、もう既に出来ているということを考えると、日本は、これは杉並区だけの例ではないのですが、かなり本格的なことをやらないと大変なことになるのではないかなというふうに感じたのです。</p> <p>全都清の人も行きましたので、近々全都清の雑誌には紹介が出ると思います。今日これから私は行ってアドバイスします。</p>
P委員	<p>いま、日本でも大きなホテルは生ごみが出ますと、全部それを農家又は農協と提携して、そこで作った物をまたホテルが買い求める、という方式をとっているところが、</p>

	かなり増えてきたように聞いています。
副会長	それは食品リサイクル法が施行されましたので、大きな外食産業とかレストラン、ホテルは義務づけられています。
会 長	<p>ごみ半減プランの問題、まだいろいろご議論があるかと思いますが、今後の研究課題等も含めていただきました。今後、事務局で日本の国情あるいは社会状況また大きな「京都議定書」の発効ということも入ってきますし、環境に対してのアクションが出てきますから、そういう時期を捉えてずっと変わっていく、良い方に回っていくと念じまして、今後の研究課題、また実施のほうやっていただきたいと思います。</p> <p>次は、みどりの基本計画改定素案について、一定規模以上の開発等に関する報告について、緑化担当課長をお願いします。</p>
緑化担当課長	<p>緑化担当から「みどりの基本計画改定素案」について報告いたします。まず最初に「みどりの基本計画」について説明しますが、お手元にお配りしました冊子が杉並区で定めた「みどりの基本計画」です。これは都市の緑化推進のための法律、都市緑地保全法という法律があります。これは今年改正されまして、「保全」という字が取れた「都市緑地法」と法律の名前が変わったのですが、その都市緑地法の中に規定された計画です。各自治体は、地域の緑化状況、実状に応じたみどりの計画を作ってくださいというようなことが定められています。</p> <p>併せてこの計画に盛り込む内容としても、例えば緑化目標、緑化の基本方針、施策、それから特に重点的に緑化を進めていく地区、そういったものを定めてくださいということが書いてあります。それに基づきまして杉並区では平成 11 年に「杉並区みどりの基本計画」を作ったわけです。その後、もう 5 年経ちましたので、そういった意味で部分的に改定する。もともとはこれを作って 10 年後、平成 20 年に見直しをする予定でしたが、この間、みどりの実態調査もやりました。5 年も経っておりますので、事業の進捗状況を見まして、もう実際に実施している事業もかなりあります。そういったこともありますので、今回、これを部分的に見直すということにいたしましたので、そういったことを頭に入れて聞いていただければと思います。</p> <p>A 4 の資料に基づき報告いたします。まず素案の基本的な考え方ですが、平成 11 年に策定した基本計画を、新しい法制度やみどりの施策の進捗に合わせるとともに、最新のみどりの実態調査などを踏まえて、部分的な見直しを図ります。同時に今後の緑化施策の推進に向けまして、緑化重点地区の見直しを行います。</p> <p>主な改定点です。平成 14 年度に実施したみどりの実態調査を踏まえて、みどりのデータを修正します。</p> <p>2 つ目に、施策の内容に関することですが、「すぎなみ五つ星プラン」「みどりのベルトづくり計画」「みどりのリサイクル計画」といったものも作っておりますので、そういったものとの整合を図るとともに、文言の整理を行います。</p> <p>3 つ目、これが今回の改定の大きな特徴といいますか、目玉になるかと考えています。「緑化重点地区」に関することということで、現行のみどりの基本計画では、モデル的に 3 地区を緑化重点地区に指定しています。これを今回区全域に広げて、区全域を緑化重点地区にしたいということです。これは資料に示していますが、今後緑</p>

	<p>化推進を進めていくために、緑化重点地区に指定していると、国の補助事業を受けることができたり、あるいは1,000㎡以上の敷地を持つ事業者の方が、緑化計画をしてそれを区長が認定した場合、税金が軽減されるというメリットがあります。そういったことから区全域を緑化重点地区にしていきたいと考えています。</p> <p>裏面は「今後の予定」です。一応、本日、都市環境清掃審議会にこのお話をし、1月31日に都市環境委員会がありますので、そこにおいてもこのことを報告します。それで2月1日に自治基本条令に基づく区民意見をいただく手続に入ります。今日広報のほうからもらってきたのですが、2月1日号の広報の1面に「杉並をみどりのまちに」ということで、この改定についてのお知らせをする手続をしています。2月1日から区のホームページ、区民事務所、図書館等でこの改定素案の閲覧をいたします。約1カ月間この手続をやりまして、3月の2日に意見提出を締め切る。その意見を伺いながら計画を決めていくことになると思います。併せて2月15日の夜、産業商工会館で説明会をやりたいということも考えています。</p> <p>引き続きまして、議題6番、一定規模以上の開発等に関する報告について、敷地面積3,000㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画、今回1件ですが、資料に基づきましてその報告をいたします。</p> <p>(仮称)今川2丁目障害者地域生活支援拠点施設、所在地は杉並区今川2丁目14番、敷地面積3,289㎡、建築面積1,360㎡。これに基づきまして、基準緑地面積が530.91㎡、これに対して計画を532.54㎡お願いしました。接道部緑地延長ですが、基準が73.84mです。これに対して計画接道部緑化延長58.73m、不足分については面積に換算しまして4.53㎡分を計画緑地のほうに追加してもらおうということをお願いしております。植栽本数については高木27本のところを59本、中木177本のところを182本、低木531本のところを1,938本お願いいたしました。工事完了予定は平成18年1月31日です。前後しましたが、裏面に案内図等がございます。今川2丁目14番井荻中学校の西隣の所です。以上です。</p>
会 長	わかりました。では、最初のほうの「みどりの基本計画改定素案」についてということで、ご質問等がございましたらお願いします。
T委員	みどりの基本計画改定素案で、改定後は名称を緑化重点地区というふうに、そのまま名称が使われるということなのですね。それで全域が重点地区になるというのはちょっと。名称としては不思議な感じがしますが。
緑化担当課長	この計画の名称はこのままです。杉並区。
T委員	それはわかります。これにつきまして、改定前の名称が「みどりのモデル地区」と。改定後も「緑化重点地区」というふうにそのままですよね。
緑化担当課長	はい。
T委員	重点地区というのは、まさに重点地区で全部が重点地区というのはちょっと不思議な感じがするなということ。それから今までの考え方ですと、水辺ですとか、まとまったみどりですとか、そういうものを拠点にして広げて、ベルトを広場、平面にしていこうというふうなことだったと思うのです。もちろん全体がみどりで溢れるということは、それこそ素晴らしいことです。杉並の状況を見ますと、他区に比べてみど

	<p>りが多い所はたくさんあると思うのですが、やはりどうしても「緑化」という言葉に馴染まないような地域もたくさんあると思うのです。その辺がどういう考え方でこういうことになったのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。</p>
緑化担当課長	<p>まず名称のところですが、重点的に緑化を進めていく地区ということで「緑化重点地区」と言うのですが、11年に作ったときは、みどりのモデル地区として3地区指定しました。そういった意味で「みどりのモデル地区」という表現になっています。</p> <p>今回は3地区をモデル的に見るのではなくて、杉並区全体を重点的に緑化していく地区に指定するというような意味合いで名称がモデル地区ではなくて、緑化重点地区ということにしています。もちろん当初作ったときも「みどりのモデル地区（緑化重点地区）」というふうにしていますので、そういった意味では緑化重点地区の所の話でございます。</p> <p>まず、どうして区全域を緑化重点地区にするかといいますと、先ほどもちょっとお話したのですが、緑化重点地区に指定することによってメリットがある。それは例えば緑化重点地区整備事業というような名称なのですが、そういった国の補助事業が受けられる。</p> <p>例えば公園用地を買いたいという場合は、そういった公園用地と関連させて地域の緑化計画をして、それが国に認められたら国の補助事業を受けられるというようなこととか、あるいは「緑化施設整備計画認定制度」というのが、都市緑地法の中にあり、1,000㎡以上の敷地のある事業者の方が緑化計画を立てる、それに対して区長がこれは緑被率20%以上確保していて良い緑化計画だと認定した場合、税金が安くなるというようなメリットがあります。</p> <p>いまのところ具体的に言えるのは2つのメリットですが、国や東京都も緑化重点地区のメリットをやはりどんどん増やしていったって、都市緑化推進を図っていく考え方がございまして、これからも何か緑化重点地区に対する補助事業などが充実されていくような方向性ですので、杉並区では全体を緑化重点地区にするというようなことを考えました。</p> <p>併せて23区全体で見ましても、いまそういったようなことで、全区を緑化重点地区に指定していく動きがありまして、最近みどりの基本計画を作った区などは、もう最初から全体を緑化重点地区に指定しているというようなケースが見られます。</p>
T委員	<p>お話はわかりましたが。</p>
会長	<p>いまのお話は日本語の問題というか。</p>
T委員	<p>補助金が出たり、認定をして前へ進めていこうというのは、その地区でないとできないので、全部を地区にしていまえば、手を挙げて実施するところだったらどこでもやっっていこうというのは、とてもよくわかるのです。そうすると日本中を緑化重点地区にしていまえばいいわけです。これは素人の考え方で少しおかしいかもしれませんが。</p> <p>そうすると、緑化実施地区ということで、とにかく緑化をするところには補助金を出し、後押しもするということだとわかるのです。それはここで言ってもしょうがないことかと思いますが、普通の感覚でいうと、全部が重点というのは何も重点では</p>

	ないという印象がしたものですから、伺ってみました。お金もいただけるし、後押しもあるということでしたら、それをフルに活用して、杉並がみどりで溢れるようになれば、それはそれでいいなと思ひまして、ちょっと変な感じがしたものですから。
会 長	T委員、右側の名称はいいのですか。
T委員	いや、それは変だとは思いますが、これは法的に緑化重点地区でないと補助金が出ないわけですよ。そうおっしゃるのでしょうがないと思います。
緑化担当課長	税法上のメリットなどを付ける要件になっているのです。確かに全体を緑化重点地区にすると、あまり重みがないのではないかという考えがあります。そういう意味では、緑化重点地区をベースにして、さらに緑化重点スポットとか、そういったようなものをつくってやっていくとなっていて、もう 23 区はそういう動きでやっています。
T委員	わかりました。
会 長	他にどうぞ。
M名委員	(2)に「すぎなみ5つ星プランや個別計画との整合性を図る」とありますが、具体的にはどういった部分で、どういう提案や改善などがあるのでしょうか。
緑化担当課長	具体的には施策で、この中ではみどりサンキュープランということで、39の施策を定めていて、具体的に言うと、例えば「緑化基金を創設します」ということになっています。それはすでに創ったので、みどりの基金の積立・運用と変えたり、みどりのボランティア制度もつくったので、そういった活動の推進など、5年間でかなりの事業の進展があり進捗をしているので、そういったところを見直すことを考えています。 併せて今後みどりのベルトづくりという運動を進めていくわけですが、この中では「水と緑のネットワーク」というところに書いています。それを具体的に、みどりのベルトづくりの推進という言葉に変えています。
O委員	(3)に「3地区を法に定める緑化重点地区」とありますが、法というのは都市計画法ですか。
緑化担当課長	いいえ。都市緑地法になります。
O委員	都市緑地保全法には「緑化重点地区」という表現があるのですね。
緑化担当課長	いいえ。まず都市緑地法で「みどりの基本計画を定めてください」と謳われています。そのみどりの基本計画の中に盛り込む事項として、緑化重点地区のことが書かれています。
O委員	都市緑地保全法の中には、言葉として「緑化重点地区」というのはないのですね。
緑化担当課長	都市緑地保全法の中には、みどりの基本計画に関連して、緑化重点地区のことが書いてあります。
O委員	書いてあるということですか。
緑化担当課長	そうです。先ほど少しお話したのですが、この計画をつくるときに盛り込むべき内容が書かれています。例えば緑化の目標、基本方針、施策といったものを入れてくださいと。併せて、重点的に緑化を進めていく地区についても定めて結構です、ということを書いています。したがって、杉並区でつくったときには、53頁の第6章のような計画を定めたということです。

○委員	都市緑地保全法で「緑化重点地区」という言葉があって、そこに対して補助金の対象になるなど、いろいろなことがあるとすれば、杉並区としては全域をそういう地域だと考えるということで理屈は通るわけですね。
緑化担当課長	はい。
H委員	私が前回聞き違えたのかもしれませんが、いま説明のあった緑化計画は、前回3件ぐらいあり、そのときに「緑化計画は当然そのまま実施されますね」という質問をしたのですが、「なかなか相手がそのとおりにいかない」という話がありました。私は杉並にずっと住んでおり、昔は杉並はみどりの区ということになっていましたが、だんだんとみどりがなくなってきています。この計画だと、高木、中木、小木がこのくらいあるとなっています。それを計画が通ってしまったら植えない、植えても抜いてしまう、そういうことがあったのではまずいということで、こういう計画が改正されるわけですね、そういうことではないのでしょうか。それで実施していかないと、逆にみどりはだんだん減っていってしまうのではないですか。あと、これから屋上庭園なども推進していくわけですね。
緑化担当課長	そうですね。
H委員	<p>それから、杉並区は農業主体で、だんだん農業が衰退していったということなのでしょうけれども、農業区だったのです。農業高校があります。農業高校は地区でいろいろなことをやっています。例えば、阿佐ヶ谷駅前の花壇は農芸高校で管理していると聞いています。そうすると、こういう計画が改正されて、きちんとしていくのであれば、先ほどのごみではないですが、その認識を区全体が認識していく必要があるかと思うのです。</p> <p>たまたまそういうものが区の中にある、大学の先生などいろいろな方がみどりに関心を持つ。この間講演を聞いたところ、だんだんみどりが増えているために昆虫が増えるなど、いろいろなプラスの面が杉並で出てきているそうです。ちょうどいい時期なので、そういうものを踏まえた上で、みんながそれに参加できるような計画がいいのではないかと思います。</p> <p>重点というのは非常に難しいことだと思うのです。確かに、みんな重点地区になってしまうのかという疑問はあったのですが、考えようによっては、私の周りでも花壇をやったり、いろいろなことでみどりについて盛んにやっている方も多くなってきていますから、トンボなど昆虫が増えていく、環八通りは虫がいなくなるというときから、だんだん虫が帰ってきているという時代になってきています。それを区役所で計画されることはいいことだと思います。ただ、参加しなければ意味がないと思います。決まったものを植えないで、駐車場にしてしまうようなことのないように、計画を立てていただきたいと思います。</p>
会 長	緑化担当課長、先ほどの原案を改定するというのでいいのですか。
緑化担当課長	そうです。
会 長	第6章は「みどりのモデル地区」と書いてあって、括弧をして緑化重点地区とあります。これがA4に書いてあります。
緑化担当課長	はい。

会 長	そうすると、第6章の部分は全部削除になりますか。
緑化担当課長	そうです。差替えになります。
会 長	差替えをやるのなら、それを素案として審議会に出さなければならないのではないですか。
緑化担当課長	はい。
会 長	だから、これが削除になって、例えば第6章が第7章の「地域別方針」のほうに移るといふのならわかりやすいですね。
緑化担当課長	削除というより、第6章「緑化重点地区」と直していきたいと思っています。内容を改定するという事です。
会 長	ここに記載されているモデル地区はなくなりますよね。
緑化担当課長	はい。
会 長	だから削除になりますよね。
緑化担当課長	モデル地区の部分は考え方を改めて、緑化重点地区とします。
H委員	この基本計画は基本計画で決まっているのだから、これを改正していくということなのですね。文字が違っていたら変わってくるし、削除したり入れたりしていくということですか。
緑化担当課長	そうです。
H委員	先生のおっしゃることもそこですね。
会 長	そうです。そうすると、ただ棒を引っ張ってあるのではなくて、文章や図など、何かメニューを示していただけるとわかりやすいということです。
緑化担当課長	改定素案を一応作っていて、これを縦覧して、見ていただいて、ご意見をいただくという手続に入ります。
会 長	それを今日出さないよ。
緑化担当課長	今日は持って来なかったのですが、見たいという方がいらっしゃれば用意できると思います。2月1日から閲覧を始めて、ホームページでもご覧いただけますので。
会 長	いや、資料の出し方として、その辺をここで示していただくと、皆さん方が緑化重点地区の内容がわかってきます。それから、いまお話のように第6章が削除になると、このように変わってきますと、その辺がわかりにくいところです。今日お出しに出来ないなら結構だと思います。他にありますか。
M委員	いまのことに関連してですが、後で見せていただくことは可能ですが、この場では新しいものの資料が付いていません。2月1日から公表されるということですが、そうすると、そこで区民意見を聞いた後で、私たちもその案を見た上で、この審議会で話すことはできるのですか。
緑化担当課長	ご意見をいただければと思います。
M委員	いままでの審議で、いまわかっている範囲での意見は出たと思うのですが、2月1日に公表される詳しいものを見た上で、もう1回この場に出てくる機会はあるのでしょうか。
緑化担当課長	次回が3月22日ですので、かなり遅い。
H委員	素案があるのでしたらそれを見せていただいて、その上で公表していただくのがいい

	ちばんいいかと思います。だから、どこどこをこうしたいということが出ればいいのです。あとは手続の関係ですから。
会 長	手続の関係ですと、今日出していただいたほうが流れがスムーズなのです。
緑化担当課長	31日に都市環境委員会で報告するので、そういった意味でこのA4の資料でご報告したのですが、ご覧になりたい方がいらっしゃれば用意はできます。
会 長	審議会をスムーズに運営していく手続の話がご意見として出ているわけで、一応このフィルターを通して区民にご意見を乞う流れがいいのではないかとということです。今後の問題もありますので。
環境清掃部長	事務局からですが、議会や審議会の関係で、出し方が非常に難しいところがあるのです。今回の場合は1月31日に都市環境委員会ということで、事務局としては1月31日の議会で報告をした後に、郵送をさせていただきたいと思います。これ自体に、ここで全部事前に出してできるものと、できないものとありますので、できれば今回についてはそういう形で取扱いをさせていただきたいと思います。
会 長	ということだそうで、郵送していただけるということです。その次の流れとしては、区民と一緒に意見を出すということです。
環境清掃部長	そうです。
T委員	<p>手続的なことの質問で、議会に出されるのは肝心なところで、大切なことなのですが、順序としては、議会に出される前に考え方の素案にこの審議会の意見が反映され、それで議会に出されるのではないのでしょうか。議会には大方の形と、区の意味がまとまったものが出されるのだと思うのですが、この審議会が政策形成過程においてどのような位置づけになっているのか、いまの部長の話ではわからなくて、区民と一緒に意見を言ってください。もちろんここから帰れば区民ですから意見を申し上げることはできるのですが。</p> <p>それから、いまから言ってもしょうがないのですが、できれば、ここがこうなるといふ主な改正点を新旧対照表で、本当に主なところを簡単に出していただく方法もあったと思うのです。ですから、もしもこれからこのようなものが出てくるようでしたら、そのようにしていただくと、皆さんもそれなりに納得できるのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
環境清掃部長	<p>今回の場合は私は所管ではないのですが、改正点は、緑化重点地区を変えるということだけだと思うのです。あとは現在実施している事業の名前を変えたりすることですから、そういった新旧対照表は簡単に作れると思います。</p> <p>あと審議会の意見を頂戴するというのは、例えばごみの有料化などの大きなテーマのときに、あらかじめ諮問をして、その中でご意見を伺って、それを基に計画をつくってやっていく形を取ります。今回の場合は、この1つの改正だけが中心でしたので、こういう取扱いをしたということです。他の大きなテーマのときには、必ずこの審議会にかけて、それから計画をつくって、議会に諮る形を取ります。</p>
M委員	その問題が大きいか小さいかではなく、手続の順番がはっきりしていないといけないのではないかと思います。そのような言い方は誤解を招くかもしれませんが、これが重要だと思ったという判断が、行政側と審議会の委員とは違うこともあり得るの

	で、簡単な問題だったので今回は出しませんでしたということは、これから先にもあると何か問題の元になるのではないかと心配なのですが。
環境清掃部長	諮問と報告事項は違うので、諮問する場合にはきちんとやります。ただ、報告事項ですから、報告する前後の順番が非常に難しい場合もあります。今回の場合は、そういったことで、委員会と議会と日にちが近かったもので、少し取扱いを考えたのですが、こういう形を取りました。今後については、議会の開く日数が少ないとき、多いときはありますが、極力報告はするようにいたします。
会 長	先ほどT委員も解決策の一端をご披露されていましたが、ここの審議会での示し方というか、内容的には同じなのですが、その中で方針的なものなど、議会とうまく2種類を使えば、うまい示し方があるのではないかとという1つの解決策を言われているのです。だから、ここにせっかく集まっていたら、これもいい機会なのですが、そこにストローをかけたほうがいいのか、それで議会のほうにお示しすると。そのときはもっと詳細なものかもしれませんよね。そういう工夫があるのではないかとということです。そうなってくると審議会の機能の問題ですよ。部長が言われたように、重要か何かというと主観も入って難しい問題になってきますので、その辺で今後事務局としての出し方を工夫されたいのではないですか。
環境課長	今回のものについては、改正の中身のわかるものと、素案となるものを皆さんにお送りしますので、それでご意見を伺うという処理をしたいと思います。
会 長	よろしいですね。
	(了承)
会 長	先ほど最後にご説明された、「一定規模以上の開発等に関する報告について」ですが、ご質問等があればお願いします。
	(特になし)
会 長	特にないようですので、報告を承ったことにいたします。次回の日程等を含めて、事務局からお願いします。
環境課長	今回は3月22日(火)午後2時からお願いします。
会 長	これをもって第4回環境清掃審議会を閉会します。どうもありがとうございました。